様式第一（第２条第１項関係）

認定申請書

年　月　日

主務大臣 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏名又は名称及び法人に

あってはその代表者の氏名

産業競争力強化法第68条第１項の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請者の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
2. 申請者の住所
3. 技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲及びその実施の方法

以上

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
2. 法第68条第１項の認定に係る登録免許税領収証書とともに提出すること。
3. 「３．技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲及びその実施の方法」については、申請者が技術等情報漏えい防止措置認証業務の対象とする事業者を中小企業者に限定して認定を受けようとする場合にはその旨、事業者の事業の種類を限定して認定を受けようとする場合には対象とする事業者の事業の種類その他業務の範囲を明確に記載すること。

様式第二（第３条関係）

認 定 証

　産業競争力強化法第68条第１項の規定に基づき、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関として認定する。

年 月 日

主務大臣　印

１．氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

２．業務の範囲

３．認定の番号

４．認定をした年月日

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
2. 法第69条第１項の規定による更新をしたときは、「産業競争力強化法第68条第１項」とあるのは「産業競争力強化法第69条第１項」と、「として認定」とあるのは「として認定の更新を受けたことを証明」と、「４．認定」とあるのは「４．認定の更新」とする。

様式第三（第５条第１項関係）

認定更新申請書

年　月　日

主務大臣 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏名又は名称及び法人に

あってはその代表者の氏名

産業競争力強化法第69条第１項の認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 認定の番号
2. 認定（認定の更新を含む。）を受けた年月日
3. 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
4. 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の住所
5. 技術等情報漏えい防止措置認証業務の範囲及びその実施の方法

以上

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第四（第６条関係）

事業承継届出書

年　月　日

主務大臣 名

　住所

氏名又は名称及び法人に

あってはその代表者の氏名

産業競争力強化法第70条第２項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 承継年月日
2. 被承継者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
3. 被承継者の認定（認定の更新を含む。）を受けた年月日及び認定番号
4. 承継の理由

以上

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第五（第６条第１号関係）

事業譲渡証明書

年　月　日

主務大臣 名

　　　　 （譲り渡した者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏名又は名称及び法人に

あってはその代表者の氏名

（譲り受けた者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏名又は名称及び法人に

あってはその代表者の氏名

下記のとおり、技術等情報漏えい防止措置認証業務を行う事業の全部の譲渡しがあったことを証明します。

記

1. 譲り渡した者の認定（認定の更新を含む。）を受けた年月日及び認定番号
2. 譲渡しの年月日

以上

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第六（第６条第２号関係）

事業相続同意証明書

年　月　日

主務大臣 名

（証明者）

住所

氏名

認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の地位を承継した相続人について、他の相続人全員の同意により選定された者であることを証明します。

記

1. 被相続人の氏名及び住所
2. 被相続人の認定（認定の更新を含む。）を受けた年月日及び認定番号
3. 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の地位を承継する者の氏名及び住所
4. 相続開始の年月日

以上

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
2. 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の地位を承継した相続人以外の相続人全員が記名すること。

様式第七（第６条第３号関係）

事業相続証明書

年　月　日

主務大臣 名

　（証明者）

　　　　 住所

氏名又は名称及び法人に

あってはその代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（証明者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所

氏名又は名称及び法人に

あってはその代表者の氏名

下記のとおり、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関について相続があったことを証明します。

記

1. 被相続人の氏名及び住所
2. 被相続人の認定（認定の更新を含む。）を受けた年月日及び認定番号
3. 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の地位を承継する者の氏名及び住所
4. 相続開始の年月日

以上

（備考）

1. 用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
2. 証明者は２人以上とすること。

様式第八（第６条第５号関係）

事業承継証明書

年　月　日

主務大臣 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 （被承継者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

名称及び代表者の氏名

（承継者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

名称及び代表者の氏名

下記のとおり、分割によって認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の事業の全部の承継があったことを証明します。

記

1. 被承継者の認定（認定の更新を含む。）を受けた年月日及び認定番号
2. 承継の年月日

以上

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第九（第８条第１項関係）

変更認定申請書

年　月　日

主務大臣 名

住所

氏名又は名称及び法人に

あってはその代表者の氏名

産業競争力強化法第71条第１項の変更の認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 認定の番号
2. 認定（認定の更新を含む。）を受けた年月日
3. 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
4. 認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の住所
5. 変更の内容
6. 変更の理由

以上

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十（第９条関係）

変更届出書

年　月　日

主務大臣 名

住所

氏名又は名称及び法人に

あってはその代表者の氏名

産業競争力強化法第71条第３項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 認定（認定の更新を含む。）を受けた年月日及び認定の番号
2. 変更の内容
3. 変更した年月日

以上

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十一（第10条関係）

廃止届出書

年　月　日

主務大臣 名

住所

氏名又は名称及び法人に

あってはその代表者の氏名

産業競争力強化法第74条第１項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 認定（認定の更新を含む。）を受けた年月日及び認定の番号
2. 技術等情報漏えい防止措置認証業務を廃止しようとする日
3. 技術等情報漏えい防止措置認証業務を廃止する理由

以上

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十二（第12条関係）

技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施状況年次報告書

年　月　日

主務大臣 名

住所

氏名又は名称及び法人に

あってはその代表者の氏名

年度の技術等情報漏えい防止措置認証業務の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 年度中に、産業競争力強化法第２条第26項第１号の認証を行った事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該年度中に、認証を行った事業者ごとに、当該認証を完了した日
2. 年度中に、法第２条第26項第２号の指導及び助言を行った事業者の氏名又は名称及び住所
3. 年度中に、技術等情報漏えい防止措置認証業務に関する情報の提供その他必要な協力を独立行政法人情報処理推進機構又は独立行政法人中小企業基盤整備機構に依頼した場合にあっては、依頼した日及び依頼内容

以上

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十三（第13条関係）

（表）

|  |
| --- |
| 番 号  （写真）  産業競争力強化法第145条第２項の規定による立入検査証  職名及び氏名  年 月 日交付  発行者 印 |

備考 用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とすること。

（裏）

|  |
| --- |
| 番 号  産業競争力強化法（平成25年法律第98号）（抄）  第145条　（略）  ２　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関から技術等情報漏えい防止措置認証業務に関し報告をさせ、又はその職員に、認定技術等情報漏えい防止措置認証機関の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。  ３　（略）  ４　前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。  ５　第１項から第３項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。  第156条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、30万円以下の罰金に処する。  一～三　（略）  四　第145条第１項又は第２項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。  第157条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。 |